

## 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

令和2年（2020年）4月7日付厚生労働省からの通知に基づき、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合、更新申請に限り認定有効期間を、従来の期間に新たに12か月合算（延長）できることになりました。知多北部広域連合では、下記のとおり要介護認定の臨時的な取扱いを実施しています。

### 対象者

すべての更新申請のうち、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、認定調査が困難な方

### 認定有効期間

現在の認定有効期間を12か月合算（延長）し、介護保険被保険者証を発行します。

### 注意事項

- 1 更新申請の手続きをされた方が対象となりますので、申請の手続きは必ず行ってください。
- 2 新規申請、要支援者新規申請、区分変更申請は対象外です。
- 3 上記の臨時的な取扱いは、今後、国からの通知等により変更となる場合があります。